

仙台市児童館一時預かり事業実施要綱

(平成24年1月13日子供未来局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の子育てに対する不安や負担の軽減を図ることを目的に、仙台市児童福祉施設条例（昭和43年仙台市条例第17号。）第1条第2項第3号に定める児童厚生施設のうち児童館及び児童センター（以下「児童館」という。）において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に定める一時預かり事業（以下「事業」という。）を実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児（小学校就学の始期に達しない者。ただし、生後6月に満たないものを除く。以下「対象児童」という。）について、児童館で一時的に預かり、必要な保護を行うものとする。

(実施場所)

第3条 この事業は、仙台市原町児童館（以下「実施児童館」という。）で実施するものとする。

2 事業を行う設備等については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の3第1号に定める設備に関する基準を遵守するものとする。

(利用定員)

第4条 実施児童館における事業の利用定員は、9名以下とする。

(職員配置)

第5条 事業を行う職員の配置については、規則第36条の3第2号に定める人員に関する基準等を遵守するものとする。

2 実施児童館の施設長（以下「施設長」という。）は、適宜、事業を担当する保育士以外の職員の協力が得られるよう体制を整えなければならない。

(実施日及び実施時間)

第6条 事業の実施日は、仙台市児童福祉施設規則（昭和43年仙台市規則第25号）第4条第1号に定める休所日等を除いた日とする。

2 事業の実施時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、土曜日に限り午前9時から午後4時30分までとする。

(利用の可否の決定)

第7条 施設長は、事業の利用申込みがあった場合には、内容を確認のうえ、次により利用の可否を決定する。

- (1) 事業利用日時において利用定員に達していない場合 利用可能として利用を決定する
- (2) 事業利用日時において利用定員に達している場合 利用不可能とする

(利用の取消し及び変更)

第8条 前条第1号の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用を取り消し、又は変更しようとするときは、原則として利用日の前日までに施設長に申し出なければならない。

(利用者の費用負担)

第9条 利用者は、事業の実施に要する経費の一部を負担しなければならないものとし、金額は別表のとおりとする。また、当該負担金（以下「保護者負担金」という。）は、施設長に対し支払うものとする。

2 利用者は、天災その他自己の責めによらない事由により利用できない場合、又は、前条の規定により利用の取り消しを申し出た場合を除き、保護者負担金の全額を支払うものとする。

(事業の実施)

第10条 この事業は、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第244条の2第3項に定める指定管理者に行わせるものとする。

2 事業の実施に要する経費から保護者負担金による収入額を控除した残りの費用については、仙台市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則（平成15年仙台市規則第134号）第7条第1項の規定に基づき、仙台市が指定管理者と締結した協定書に定める指定管理料でまかなうものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、こども若者局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月13日から実施する。

附 則（平成24年12月28日改正）

この改正は、平成25年1月1日から実施する。

附 則（令和5年3月22日改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第9条関係）

保護者負担金

事業名	金額（対象児童1人につき利用時間1時間 当たり）
一時預かり事業	600円
備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げて、保護者負担金の額を定めるものとする。	